

議案第 24 号

松阪市国民健康保険税条例の一部改正について

松阪市国民健康保険税条例（平成 17 年松阪市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 2 月 19 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

松阪市国民健康保険税条例（平成 17 年松阪市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書及び第 23 条中「54 万円」を「58 万円」に改める。

第 24 条の 2 第 2 項中「前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、」を「前項の申告に当たり、」に、「書類を提示しなければならない」を「書類の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の松阪市国民健康保険税条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。